議案第７号

三朝町職員の給与に関する条例等の一部改正について

次のとおり三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第１項の規定により、本議会の議決を求める。

令和８年１月29日

三朝町長　松　浦　弘　幸

三朝町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第１条　三朝町職員の給与に関する条例（昭和28年三朝町条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当） 第11条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　略 （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロ	（通勤手当） 第11条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　略 （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア・イ　略 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,100円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,000円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　12,900円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　15,800円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　18,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロ

メートル未満である職員　22,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円 （３）　略 ３～７　略	メートル未満である職員　21,600円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　24,400円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　26,200円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　28,000円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　29,800円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　31,600円 （３）　略 ３～７　略
（宿日直手当） 第17条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき4,700円（その執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、7,050円）を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額23,500円を超えない範囲内において別に定める額とする。 ２　略	（宿日直手当） 第17条　宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務１回につき4,400円（その勤務が執務が行われる時間が執務が通常行われる日の執務時間の２分の１に相当する時間である日で別に定めるものに退庁時から引き続いて行われる場合にあっては、6,600円）を超えない範囲内において町長の定める額を宿日直手当として支給する。ただし、常直的な宿日直勤務にあっては、その額は、月額22,000円を超えない範囲内において別に定める額とする。 ２　略
（期末手当） 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～６　略	（期末手当） 第19条　略 ２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の125を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略 ３　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の70を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 ４～６　略
（勤勉手当）	（勤勉手当）

第20条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略	第20条　略 ２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の105を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50を乗じて得た額の総額 ３～５　略

第２条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級	１級	２級	３級	４級	５級	６級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800
	2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500
	3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100
	4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700
	5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300
	6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100
	7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600
	8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200
	9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500
	10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100
	11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700
	12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200
	13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100

	14	214, 800	259, 300	289, 500	327, 800	354, 300	388, 000
	15	216, 500	260, 500	290, 800	329, 400	355, 900	389, 900
	16	218, 200	261, 700	292, 000	331, 000	357, 400	391, 700
	17	219, 400	262, 800	293, 200	332, 400	358, 800	393, 200
	18	221, 000	263, 900	294, 500	334, 100	360, 500	395, 000
	19	222, 600	265, 000	295, 700	335, 700	362, 100	396, 700
	20	224, 100	266, 100	296, 900	337, 300	363, 700	398, 300
	21	225, 600	267, 000	297, 900	338, 700	364, 800	400, 000
	22	227, 200	268, 000	299, 100	340, 400	366, 300	401, 400
	23	228, 800	269, 000	300, 300	342, 100	367, 800	402, 800
	24	230, 400	270, 000	301, 600	343, 700	369, 300	404, 200
	25	232, 000	271, 000	302, 900	344, 900	371, 000	405, 600
	26	233, 700	271, 900	303, 900	346, 800	372, 800	406, 800
	27	235, 000	272, 700	304, 900	348, 500	374, 400	408, 000
	28	236, 300	273, 600	305, 900	350, 100	376, 100	409, 000
	29	237, 600	274, 400	307, 000	351, 600	377, 500	410, 100
	30	238, 700	275, 200	308, 200	353, 200	378, 800	411, 300
	31	239, 800	276, 000	309, 300	354, 800	380, 000	412, 400
	32	240, 900	276, 700	310, 500	356, 400	381, 400	413, 500
	33	242, 000	277, 400	311, 600	358, 100	382, 500	414, 200
	34	242, 900	278, 200	312, 900	359, 900	383, 400	414, 900
	35	243, 800	279, 000	314, 200	361, 700	384, 400	415, 500
	36	244, 800	279, 600	315, 500	363, 500	385, 400	416, 200
	37	245, 800	280, 300	316, 700	365, 000	386, 200	416, 800
	38	246, 700	281, 100	318, 000	366, 400	387, 100	417, 400
	39	247, 600	281, 800	319, 300	367, 800	388, 000	417, 900
	40	248, 400	282, 500	320, 600	369, 200	388, 800	418, 300
	41	249, 200	283, 200	321, 900	370, 700	389, 600	418, 700
	42	249, 900	283, 900	323, 100	371, 500	390, 400	418, 900
	43	250, 500	284, 600	324, 400	372, 400	391, 200	419, 200
	44	251, 100	285, 300	325, 500	373, 400	391, 900	419, 500
	45	251, 800	286, 000	326, 400	374, 300	392, 600	419, 800
	46	252, 400	286, 600	327, 700	375, 400	393, 300	420, 100
	47	253, 000	287, 300	329, 000	376, 300	394, 000	420, 400
	48	253, 600	287, 900	330, 300	377, 300	394, 700	420, 700
	49	254, 100	288, 600	331, 400	378, 200	395, 200	420, 900
	50	254, 700	289, 200	332, 700	378, 900	395, 800	421, 200
	51	255, 300	289, 900	333, 900	379, 600	396, 400	421, 400
	52	255, 800	290, 600	335, 100	380, 200	397, 100	421, 700
	53	256, 200	291, 100	336, 400	380, 600	397, 500	421, 900
	54	256, 600	291, 700	337, 400	381, 200	398, 100	422, 200
	55	256, 900	292, 300	338, 500	381, 800	398, 700	422, 500
	56	257, 200	293, 000	339, 600	382, 500	399, 200	422, 800

	57	257, 500	293, 600	340, 300	382, 800	399, 600	423, 000
	58	257, 800	294, 200	341, 200	383, 500	400, 200	423, 300
	59	258, 100	294, 800	341, 900	384, 200	400, 800	423, 600
	60	258, 400	295, 500	342, 700	384, 800	401, 300	423, 800
	61	258, 700	296, 100	343, 500	385, 100	401, 700	424, 000
	62	259, 000	296, 700	343, 900	385, 600	402, 200	424, 300
	63	259, 300	297, 200	344, 400	386, 200	402, 700	424, 600
	64	259, 600	297, 700	345, 100	386, 800	403, 300	424, 800
	65	259, 900	298, 200	345, 900	387, 100	403, 600	425, 000
	66	260, 200	298, 800	346, 600	387, 700	404, 000	425, 300
	67	260, 500	299, 300	347, 300	388, 400	404, 300	425, 600
	68	260, 800	299, 900	347, 900	389, 000	404, 700	425, 800
	69	261, 100	300, 300	348, 400	389, 400	405, 000	426, 000
	70	261, 400	300, 800	349, 000	389, 900	405, 300	426, 300
	71	261, 700	301, 300	349, 500	390, 500	405, 600	426, 600
	72	262, 000	301, 900	350, 100	391, 000	405, 800	426, 800
	73	262, 300	302, 400	350, 400	391, 500	406, 000	427, 000
	74	262, 600	302, 800	350, 900	392, 100	406, 300	
	75	262, 900	303, 100	351, 200	392, 500	406, 600	
	76	263, 200	303, 400	351, 600	392, 800	406, 800	
	77	263, 500	303, 600	352, 000	393, 200	407, 000	
	78	263, 800	303, 900	352, 500	393, 700	407, 300	
	79	264, 100	304, 100	353, 000	394, 100	407, 600	
	80	264, 400	304, 400	353, 500	394, 500	407, 800	
	81	264, 700	304, 600	353, 800	394, 900	408, 000	
	82	265, 000	304, 800	354, 200	395, 400	408, 300	
	83	265, 300	305, 100	354, 600	395, 800	408, 600	
	84	265, 600	305, 300	355, 000	396, 200	408, 800	
	85	265, 900	305, 600	355, 300	396, 500	409, 000	
	86	266, 200	305, 800	355, 700			
	87	266, 500	306, 100	356, 100			
	88	266, 800	306, 400	356, 500			
	89	267, 100	306, 700	356, 700			
	90	267, 400	307, 000	357, 100			
	91	267, 700	307, 300	357, 500			
	92	268, 000	307, 600	357, 900			
	93	268, 300	307, 800	358, 100			
	94		308, 000	358, 400			
	95		308, 300	358, 800			
	96		308, 700	359, 100			
	97		308, 900	359, 400			
	98		309, 200	359, 800			
	99		309, 500	360, 200			

	100		309,900	360,600			
	101		310,100	361,100			
	102		310,400	361,500			
	103		310,700	361,900			
	104		311,000	362,300			
	105		311,200	362,800			
	106		311,500	363,200			
	107		311,800	363,500			
	108		312,100	363,800			
	109		312,300	364,200			
	110		312,600				
	111		313,000				
	112		313,300				
	113		313,500				
	114		313,700				
	115		314,000				
	116		314,400				
	117		314,600				
	118		314,800				
	119		315,100				
	120		315,400				
	121		315,700				
	122		315,900				
	123		316,200				
	124		316,500				
	125		316,800				
定年前再任用短時間勤務職員		200,300	227,800	269,500	290,100	305,700	331,900

備考

定年前再任用短時間勤務職員の項の適用については、表中「給料月額」とあるのは、「基準給料月額」と読み替えるものとする。

（三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第３条 三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年三朝町条例第８号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第13条の２　略 ２～４　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第13条の２　略 ２～４　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者

が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
６　略	６　略
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第22条の２　略 ２～４　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第22条の２　略 ２～４　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の105を乗じて得た額の総額を超えてはならない。
６　略	６　略

（三朝町職員の給与に関する条例の一部改正）

第４条 三朝町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（通勤手当） 第11条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（第４項において「運賃等相当額」という。） （２）　前項第２号に掲げる職員　支給単位期間につき、66,400円を超えない範囲内で自動車等の使用距離の区分に応じて規則で定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額）	（通勤手当） 第11条　略 ２　通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　前項第１号に掲げる職員　支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。） （２）　前項第２号に掲げる職員　次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額（育児短時間勤務職員等及び定年前再任用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定める職員にあっては、その額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額） ア　自動車等の使用距離（以下この号において

	「使用距離」という。）が片道５キロメートル未満である職員　2,000円 イ　使用距離が片道５キロメートル以上10キロメートル未満である職員　4,200円 ウ　使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員　7,300円 エ　使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員　10,400円 オ　使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員　13,500円 カ　使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員　16,600円 キ　使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員　19,700円 ク　使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員　22,800円 ケ　使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員　25,900円 コ　使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員　29,100円 サ　使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員　32,300円 シ　使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員　35,500円 ス　使用距離が片道60キロメートル以上である職員　38,700円
（３）　略	（３）　略
３　第１項第２号又は第３号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第１号及び第７項において「駐車場等」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 （１）　駐車場等に係る通勤手当　支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で１箇月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額 （２）　前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当　前項の規定による額	
４　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）、第２項第２号に定める額及び前項第１号の合計額が150,000円を超える職員の	３　運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が２以上ある場合においては、その合計額）及び前項第２号に定める額の合計額が150,000円を超える職員の通勤手当の額は、

通勤手当の額は、前２項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。	同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、150,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
５　通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあっては、その翌月）の別に定める日に支給する。	４　通勤手当は、支給単位期間に係る最初の月の別に定める日に支給する。
６　略	５　略
７　この条例において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。	６　この条例において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として６箇月を超えない範囲内で１箇月を単位として別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、１箇月）をいう。
８　略	７　略
（期末手当） 第19条　略	（期末手当） 第19条　略
２　期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略	２　期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の125、12月に支給する場合には100分の127.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 （１）～（４）　略
３　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の71.25を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。	３　前項の規定にかかわらず、定年前再任用短時間勤務職員に対する期末手当の額は、期末手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の70、12月に支給する場合には100分の72.5を乗じて得た額に、基準日以前６箇月以内の期間におけるその者の在職期間の前項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。
４～６　略	４～６　略
（勤勉手当） 第20条　略	（勤勉手当） 第20条　略
２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又	２　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。 （１）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員　当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、又

は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の51.25を乗じて得た額の総額 ３～５　略	は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額 （２）　前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員　当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の50、12月に支給する場合には100分の52.5を乗じて得た額の総額 ３～５　略

（三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第５条 三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第13条の２　　略 ２～４　　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ６　　略	（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第13条の２　　略 ２～４　　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者がパートタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。 ６　　略
（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第16条　略 ２　通勤に係る費用弁償の額は、当該パートタイム会計年度任用職員に対応する給与条例第11条第２項各号及び第３項各号の規定による額を上限として規則で定める額とする。	（パートタイム会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償） 第16条　略 ２　通勤に係る費用弁償の額は、当該パートタイム会計年度任用職員に対応する給与条例第11条第２項各号の規定による額を上限として規則で定める額とする。
（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第22条の２　　略 ２～４　　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて	（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当） 第22条の２　　略 ２～４　　略 ５　勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が町長の定める基準に従って定める割合を乗じて

得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に100分の106.25を乗じて得た額の総額を超えてはならない。	得た額とする。この場合において、任命権者がフルタイム会計年度任用職員に支給する勤勉手当の額の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に、６月に支給する場合には100分の105、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額を超えてはならない。

附　則

（施行期日等）

１　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第４条及び第５条の規定は、令和８年４月１日から施行する。

２　第１条及び第２条の規定による改正後の三朝町職員の給与に関する条例（以下「改正後の職員給与条例」という。）の規定及び第３条の規定による改正後の三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（以下「改正後の会計年度任用職員給与条例」という。）の規定は、令和７年４月１日から適用する。

（給与の内払）

３　改正後の職員給与条例の規定を適用する場合には、第１条及び第２条の規定による改正前の三朝町職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。この場合において、算定される給与に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。

４　改正後の会計年度任用職員給与条例の規定を適用する場合には、第３条の規定による改正前の三朝町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された勤勉手当は、改正後の会計年度任用職員給与条例の規定による勤勉手当の内払とみなす。この場合において、算定される勤勉手当に係る差額については、町長が別に定める日に支給する。